

大阪府堺市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

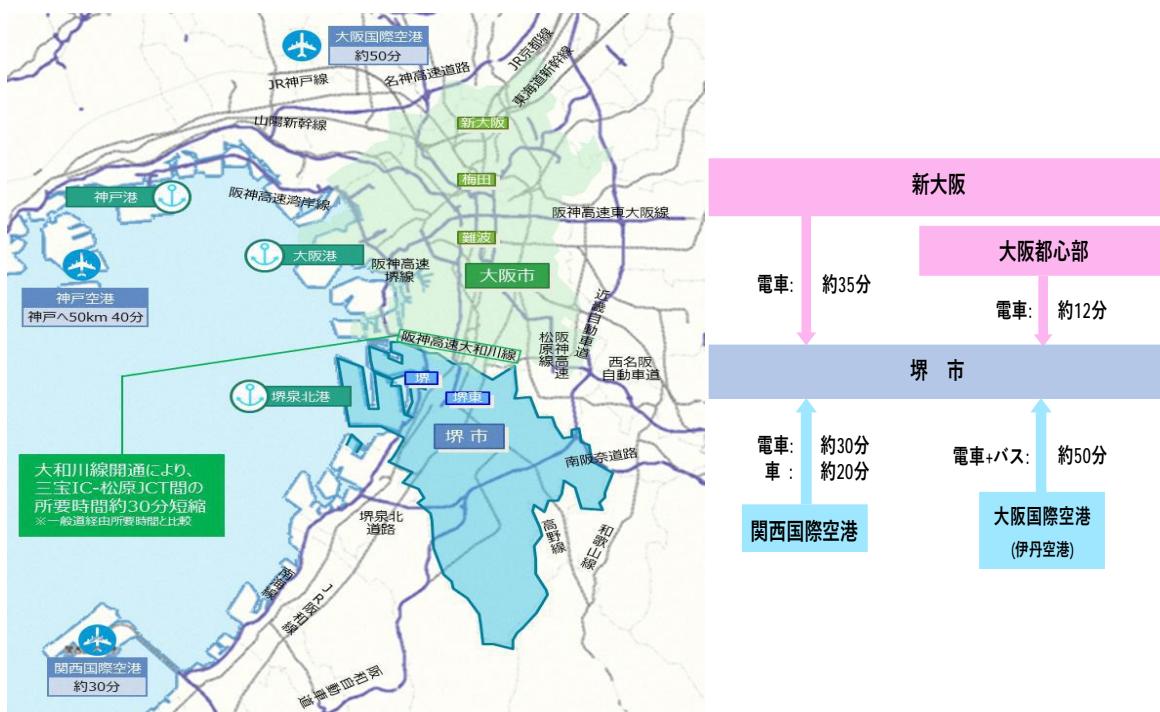
設定する区域は、令和5年4月1日現在における大阪府堺市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は、14983ヘクタール（堺市面積）である。

ただし、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落（大鳥神社のアラカシ林および美多弥神社のシリブカガシ林）を除くものとする。

なお、本区域は、環境省が選定した環境保全上重要な地域（淀川水系）及び、「大阪府レッドリスト2014」で選定された生物多様性ホットスポット（鉢ヶ峯寺・豊田・別所・金剛寺、堺2区埋立地、堺7-3区埋立地、堺東部ため池群）を含むほか、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域内には存在しない。

【促進区域図】



（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

本地域は、大阪府の中央部の西寄り、大和川を隔てて大阪市の南に位置している。西側は海に面し、東、南は他市に隣接している。大和川河口から東南方向に広がった市域をもっており、地形は主に西部海浜の平地と東南部丘陵地帯からなる。

(インフラの整備状況)

本地域は豊富な都市インフラと巨大市場を有する関西圏のほぼ中央に位置する。令和2年に全線が開通した阪神高速道路大和川線をはじめ幹線道路の整備が進んでおり、広域的な交通利便性が高まっている。鉄道網では南北方向に関西国際空港と大阪都心部を結ぶ南海本線やJR阪和線、OsakaMetoro御堂筋線、阪堺線、南海高野線、泉北高速鉄道などの鉄軌道が通っている。加えて、デマンド型の乗合タクシーが導入され、鉄軌道、路線バスによる人口カバー率は約91%で、乗合タクシーを含めると約97%がカバーされている。また、関西国際空港や特定重要港湾堺泉北港へのアクセスにも優れ、国際的な交通基盤が充実している。

また、大阪公立大学をはじめ先進的な研究や人材育成を行う7大学（大阪公立大学・大阪物療大学・関西大学・太成学院大学・帝塚山学院大学・羽衣国際大学・桃山学院教育大学）が立地しているとともに、令和7年度には本地域南部の泉北ニュータウンにおいて新たに近畿大学の医学部及び附属病院の立地が予定されている。

加えて、堺市産業振興センターをはじめとする産業支援機関が集積し、各機関の密接な連携のもと、企業の成長ステージや経営課題に応じたきめ細かな支援体制が構築されている。

(人口分布の状況)

堺市統計書によれば、本地域は昭和32年の臨海工業地帯の造成や昭和40年の泉北ニュータウンの開発をきっかけに人口が急増し、昭和55年には80万人を突破した。その後緩やかな減少傾向となり80万人を割り込むものの、平成17年の南河内郡美原町との合併などにより人口は再び80万人台となり、平成24年の約84万3千人をピークに緩やかな減少傾向となっている。

(産業構造)

本地域は、古くは鉄砲、刃物、自転車などの産業が起り、現在多くの製造業が集積している「ものづくりのまち」である。製品出荷額等は全国第3位、粗付加価値額では全国第7位となっており、国内屈指の工業集積を有している（令和3年 経済センサス活動調査）。金属製品製造業や生産用機械器具製造業をはじめ素材から加工、組立まで優れた技術を有する多種多様なものづくり企業が立地し、成長ものづくり分野をはじめ幅広い産業分野に対応可能な産業構造を有している。また、堺泉北港は、関西のエネルギー（石油・LNG）の約65%（金額ベース）を輸入する一大エネルギー拠点であり、臨海部を中心に、省エネの推進や再生可能エネルギー、次世代エネルギーの利活用など先進的な技術を活用した低炭素・エネルギー関連拠点が立地するなど、環境・エネルギー分野において活発な事業活動が行われている。加えて、付加価値額において産業全体に占める医療・福祉の割合が高く、高齢化の進展を背景に、健康・医療・介護分野の成長が見込まれている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本地域は豊富な都市インフラと巨大市場を有する関西圏のほぼ中央に位置し、国内外の主要都市へ容易にアクセスできる優れた立地環境を有しており、幅広い業種にわたる大企業の生産拠点や、高い技術力を有する中小企業が立地している。金属製品製造業や生産用機械器具製造業をはじめ、素材から加工、組立まで優れた技術を有する多種多様な中小企業が立地しており、製造品出荷額等が3兆5,498億円で全国第3位、粗付加価値額が1兆1,268億円で全国第7位（令和3年 経済センサス活動調査）であるなど、国内屈指の工業集積を有している。このような立地環境や製造業の強み等を生かし、成長産業分野における研究開発や新たな投資等を促進することにより、産業の高付加価値化を進め、雇用や消費の拡大ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

(2) 経済的效果の目標

【経済的效果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
付加価値額	1644.62 百万円	1903.25 百万円	15.7%

(算定根拠)

1件あたり平均152.26百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を10件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.25倍の波及効果を与え、促進区域で1903.25百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	8件	10件	25%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、

6,889万円（大阪府の1事業所あたり平均付加価値額（令和3年経済センサス活動調査））を上回ると見込まれること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で1%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で5%以上増加すること。

なお、（2）、（3）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（1）地域の特性及びその活用戦略

- ①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野
- ③医療・福祉等の産業集積を活用したヘルスケア・教育サービス分野
- ④ICT技術を活用することで地域経済の好循環をもたらすデジタル分野

（2）選定の理由

- ①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

令和3年の経済センサス活動調査によると、本地域の製造品出荷額等は全国第3位、粗付加価値額は全国第7位となっているなど、国内屈指の工業集積を有しており、製造業が基幹産業となっている。

特に金属製品製造業の事業所数は、本地域の製造業で最も多く21.5%を占めるとともに、製造品出荷額等、粗付加価値額とともに大阪府内の市町村で第2位となっており、橋梁等の大型鋼構造物や建材等の表面処理鋼板などの大企業の生産拠点が立地している。

また、生産用機械器具製造業の事業所数は、本地域の製造業で金属製品製造業に次いで多く10.3%を占めるとともに、製造品出荷額等、粗付加価値額のいずれも大阪府内の市町村で第2位となっており、農業用機械等においてグローバルに活躍する大企業などの生産拠点が立地している。

加えて、本地域においては公益財団法人堺市産業振興センターや株式会社さかい新事業創造センター、堺商工会議所など地域の企業に精通した産業支援機関に加え、大阪公立大学をはじめ先進的な研究や人材育成を行っている7大学が立地しており、成長ものづくり分野の事業を促進していく環境が整っている。

さらに、堺市では、中小製造業者が成長産業分野に挑戦するための工場・研究開発施設の整備を支援する「堺市企業成長促進補助金」（令和5年度堺市当初予算 22,797万円）や、製造業を営む中小企業を対象に、新たな製品・技術開発を支援する「堺市ものづくり新事業チャレンジ支援補助金」（令和5年度堺市当初予算：1,200万円）等を実施し、中小企業の製品・技術の高付加価値化や新分野進出の円滑化を図っている。こうした堺市の支援施策等を活用し、市内の大学との産学連携により事業化した事例として、金属加工を行う中小企業が物理的抗菌作用のある100～200ナノメートル程度の凹凸のあるセミの翅を模倣したプラスチック製品を開発するための射出成形金型を開発した事例がある。また、ゴム製品や合成樹脂製品類の製造を行う中小企業が溶剤などの薬液を使用しない、環境にやさしいゴム・樹脂複合ホース用の接着処理装置を開発した事例や、印刷業を行う中小企業が光触媒の酸化力で、付着した菌やウイルスを不活化し、生活空間の衛生環境を向上させる照明器具を開発した事例がある。

本地域におけるこうした特性を生かし、成長ものづくり分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野

本地域は、2つの製油所が関西で唯一立地しており、堺泉北港は関西のエネルギー（石油・LNG）の約65%（金額ベース）を輸入する一大エネルギー拠点である。

また、臨海部を中心に省エネの推進や再生可能エネルギー、次世代エネルギーの利活用など先進的技術を活用した低炭素・エネルギー関連拠点が立地（予定含む）している。【図表1】



【図表 1】臨海部における低炭素・エネルギー関連拠点

特に、次世代エネルギーとして期待されている水素については、液化水素製造の国内主要3拠点（堺・千葉・山口）の一角を占め、国内最大級の液化水素プラントが設置されている。

このような水素エネルギー拠点としてのポテンシャルを生かすため、堺市では平成27年度に「堺市水素エネルギー社会推進協議会」を設立、平成28年度には「堺市水素エネルギー社会構築ロードマップ」を策定した。その後令和3年に「堺市水素エネルギー社会推進協議会」を統合するかたちで、大阪府・大阪市と共同で「H20saka ビジョン推進会議」を設立、令和4年に「H20saka ビジョン 2022」を策定し、産学公民連携のもと、水素の利活用や関連企業の投資の促進に取り組んでいる。

また、優れた製品・技術を活用し環境ビジネスに取り組む中小企業を認定する「さかい環境チャレンジ認定」において、64社が認定されているなど、多くの中小企業が環境・エネルギー分野に進出している。【図表2】

【図表 2】さかい環境チャレンジ認定企業一覧（令和5年6月15日現在）

株)アイテック	ダイネツ商事(株)	宝栄産業(株)	株)ビー・ティ・アイ	株)アステック入江セラミックス事業所	株)ミツギロン
株)イクロス	太陽パート(株)	村上精機(株)	ミウラ化学装置(株)	株)堀内機械	株)テクノタイヨー
上商(株)	高良鍍金(株)	株)八木萬	ミナルコ(株)	株)榎田製作所	㈲スイサク
関西触媒化学(株)	タニ工業(株)	株)山崎	株)ユー・イー・エス	コタニ化学工業(株)	ジェット(株)
ケイ・エイチ工業(株)	株)テクノアオヤマ	ユーアイニクス(株)	リマテック(株) 堺SC工場	甲陽化成(株)	近畿電解錫工業(株)
コーケン・テクノ(株)	株)中村超硬	リグナイト(株)	株)リンカイ	株)日本鋳造技術研究所	株)ティー・ティー・コーポレーション
株)羽車	株)オカノプラス	株)ワイス・ラブ	佐藤金属工業(株)	株)サンコー	日本メッシュ工業(株)

株シフト	八田工業(株)	株エイワット	株リバテック	サンスイエンジニアリング(株)	境川工業(株)	
トワロン(株)	富士高周波工業(株)	エース技研(株)	株三星製作所	株古賀機械製作所	三泉機械工業(株)	
株ダイネツ	フジコウヨウ(株)	羽衣電機(株)	大和合成(株)	シャープ化学工業(株)	西田汽缶工業(株)	

加えて、堺市は令和4年に国の脱炭素先行地域に選定され、「堺エネルギー地産地消プロジェクト」を実施している。都心エリアでは、市庁舎の改修によるZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化や堺・モビリティ・イノベーション・プロジェクトの推進、泉北ニュータウンエリアでは、ゼロエネルギータウンの開発を推進している。また、市内各地のオフサイトエリアへ太陽光発電設備を導入し、都心エリアと泉北ニュータウンエリアに再生可能エネルギーを供給するほか、デジタル手法を活用したナッジの働きかけによる環境行動変容の促進に取り組んでいる。【図表3】



【図表3】堺エネルギー地産地消プロジェクト

本地域におけるこうした特性を生かし、環境・エネルギー分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

③医療・福祉等の産業集積を活用したヘルスケア・教育サービス分野

令和3年の経済センサス活動調査によると、本地域における「医療・福祉」の付加価値額は、大阪府内の市町村で第2位となっている。また、本地域の産業全体の付加価値額のうち「医療・福祉」は、「製造業」(27.5%)、「卸売業、小売業」(16.8%)に次ぎ、15.9%を占め、大阪府(10.4%)、政令指定都市平均(11.3%)と比較しても割合が高く、産業集積を特徴づけている。また、平成28年と令和3年の経済センサス基礎調査で比較した本地域の民営事業所数は、産業全体が257事業所の減少(平成28年比-1.0%)となっているのに対し、医療・福祉は342事業所の増加(平成28年比+10.9%)となっているなど、高齢化の進展を背景に、本地域の産業における医療・福祉の存在感は高まっている。

加えて、本地域には、大阪公立大学のBNCT(ホウ素中性子捕捉療法)研究センターや関西大学の人間健康学部、帝塚山学院大学や羽衣国際大学の食物栄養学科など健康・医療・介護分野に関わる大学が立地している。特に、BNCT(ホウ素中性子捕捉療法)研究センターでは、ホウ素中性子捕捉療法(BNCT)の世界的な広がりを見据え、ホウ素薬剤の品質評価やがん検査・診断へのホウ素薬剤の利用などの研究が行われており、2020年にはBNCT用ホウ素薬剤「ステボロニン®」が世界に先駆けて日本で初めて製造販売承認された。今後も本地域において革新的な研究成果が生まれることが期待される。

さらに、令和7年度には、近畿大学医学部と附属病院が泉北ニュータウンに立地することが予定されており、泉北ニュータウンを起点として、医薬品や医療機器のみならず、食品、運動機器、サービス、学校、宿泊施設など健康・医療・介護分野に関連する幅広い産業の集積が進むポテンシャルを有している。

これらポテンシャルを生かすため、令和4年に公民共創による推進主体として「SEN BOKUスマートシティコンソーシアム」を設立し、持続可能なビジネスモデルの確立による実装、及び同じ課題を抱える全国への展開をめざし、「ヘルスケア」「モビリティ」「エネルギー」「スマートタウン」「データ連携」のワーキンググループによる実証プロジェクトを進めている。

本地域におけるこうした特性を生かし、ヘルスケア・教育サービス分野に関連する研究開発や投資等を促進することにより、域外需要の獲得、企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

④ICT技術を活用することで地域経済の好循環をもたらすデジタル分野

令和3年の経済センサス活動調査における本地域のサービス業を見ると、情報通信業(情報サービス業、インターネット付随サービス業)は、1事業所当たり売上(収入)金額で「卸売業・小売業」、「サービス業(政治・経済・文化団体・宗教)」、「複合サービス業(協同組合)」に次いで第4位となっており、また、従業員1人当たり売上(収入)金額でも「卸売業・小売業」、「不動産・物品賃貸業」に次いで第3位となるなど、本市のサービス業の中で

も生産性の高い業種となっている。一方で情報通信業（情報サービス業、インターネット付随サービス業）の事業所数は少なく、全政令市と比較して最下位となっている。

ICT（情報通信技術）はあらゆるビジネスに共通の技術であり、他の業種における生産性の向上にもつながるなど、地域経済の好循環の創出のためには、本地域においても情報通信業の集積が望まれる。

堺市ではスマートシティの実現のため令和3年5月に「堺スマートシティ戦略」を策定するなど、ICT（情報通信技術）等の先端技術を活用し様々な地域課題の解決を図るとともに市民の利便性と生活の質向上をめざす、「スマートシティ」の取組を推進している。

特に泉北ニュータウン及び泉北ニュータウンと一体的な日常生活圏を構築しているエリア（泉北ニュータウン地域）を重点地域として令和3年5月に「SENBOKU New Design」を策定し、ICTを活用し分野横断的に地域課題の解決などに取り組むことにより、住民の暮らしの質の向上（Live SMART）を図るとともに、住民それが暮らしを愉しむ（Play SENBOKU）ことのできる新たな価値を創造し、泉北ニュータウン地域ならではの魅力を高めることをコンセプトとした「SENBOKU スマートシティ構想」として、「ヘルスケア」「モビリティ」「コミュニティ」「リモートワーク」「エネルギー」の分野を先行的に取り組んでいる。

また、中小企業の生産性向上促進事業として付加価値の向上やDXの推進といった生産性向上に資する支援を行っている。

本地域におけるこうした特性を生かし、地域経済の好循環をもたらすデジタル分野に関する研究開発や投資等を促進することにより、他業種も含めた企業の稼ぐ力の向上ひいては地域経済の好循環の創出をめざす。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を生かして各分野における地域経済牽引事業を促進していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国の支援策等の活用も図りつつ、引き続き、企業の経営基盤の強化や成長産業分野に関する研究開発や投資の促進等の施策を積極的に推進する。

（2）制度の整備に関する事項

【堺市】

企業投資促進事業

事業機会や雇用機会の拡大及び市外流出防止等を図るために、企業の中核拠点の形成をはじめとした企業投資を促進するとともに、市内中小企業の操業環境の改善や研究開発機能の強化を支援する。

<主な取組>

- ①イノベーション投資促進条例

工場や研究所などの新增築や建替え等の投資で一定の条件を満たす場合に市税を軽減する。

(工業適地における投資)

基本要件：投下固定資産額 中小企業 1 億円以上・大企業 10 億円以上

軽減税目：固定資産税(家屋・償却資産)、都市計画税(家屋)、事業所税(資産割)

軽減率：1/2(成長産業分野に進出する企業の本社・研究所の場合は 2/3)

(都市拠点における投資)

基本要件：投下固定資産額 10 億円以上 (本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については 1 億円以上)

軽減税目：固定資産税(家屋・償却資産)、都市計画税(家屋)、事業所税(資産割)

軽減率：1/2(成長産業分野への進出に係る投資等、条件により 2/3～3/4)

②企業成長促進補助金

・本社機能整備

既成都市区域で本社機能に供する建物を取得又は賃借により整備を行う企業に対し補助金を交付する。

補助要件：補助対象経費 2 千万円以上 (中小企業は 1 千万円以上) 等

補助率：【投資補助】補助対象経費×5% (中小企業は 10%)

【雇用補助】市内在住雇用者増数×20 万円×3 年

限度額：投資補助 1 億円、雇用補助 3 年間で 5,000 万円

・研究開発施設

研究開発の用に供する建物を取得、改良又は賃借により整備を行う製造業を主たる事業として営む企業に対し補助金を交付する。

補助要件：補助対象経費 10 億円以上 (中小企業は 1 千万円以上) 等

補助率：【投資補助】補助対象経費×5% (中小企業は 10%)

【雇用補助】市内在住雇用者増数×20 万円×3 年

限度額：投資補助 1 億円、雇用補助 3 年間で 5,000 万円

・成長産業分野

成長産業分野(環境エネルギー、健康医療、航空機・リニア、防災)に関する事業の用に供する建物等を取得、改良又は賃借により整備する製造業を主たる事業として営む中小企業に対し補助金を交付する。

補助要件：補助対象経費 5 千万円以上 (研究開発の用に供する施設で 1 千万円以上)

補助率：【生産工場に対する補助】補助対象経費×5%

【研究開発に対する補助】補助対象経費×15%

【雇用補助】市内在住雇用者増数×20 万円×3 年

限度額：投資補助 1 億円、雇用補助 3 年間で 5,000 万円

地方創生関連施策

①金属製品製造業や生産用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野、②低炭素・エネルギー産業の集積を活用した環境・エネルギー分野、③医療・福祉等の産業集積を活用したヘルスケア・教育サービス分野、④ICT技術を活用することで地域経済の好循環をもたらすデジタル分野において、事業環境の整備による投資促進や新分野進出の支援、産業DX支援等に取り組んでいくことを予定している。

【大阪府】

企業立地の優遇制度

①企業立地促進補助金

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う中小企業に対し、補助金を交付する。

補助要件：投資額1億円以上 等

補助率：家屋・償却資産の5%（府内に本社等を持つ企業は10%）

限度額：3,000万円

②産業集積促進税制

大阪府が指定する産業集積促進地域において、工場、研究所、倉庫等の家屋又はその敷地となる土地の取得に係る不動産取得税を軽減する。

対象者：中小企業者

軽減額：対象不動産の取得に係る不動産取得税の1/2に相当する金額を軽減

限度額：産業集積促進地域ごとに2億円

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

堺市では、市政の透明性、信頼性の向上や市民参加、公民連携の推進とともに、オープンデータを活用した新たなビジネスの創出を通じた地域経済の活性化を目的に、平成27年度に制定した「堺市オープンデータの推進に関するガイドライン」に基づき、市が保有するデータのオープンデータ化を推進している。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

堺市産業振興局や大阪府商工労働部を中心として、事業者の抱える課題解決に向けた相談対応を行う。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関連部署等を含め検討を行ったうえで適切に対応する。

（5）その他の事業環境整備に関する事項

【堺市】

①中小企業の生産性向上促進事業

中小企業の製品・技術の高付加価値化や、成長産業分野をはじめとする新分野進出の

円滑化を図るため、製品・技術の開発支援や IoT の導入促進等を行う。

また、市内産業の両輪である製造業及びサービス業に対し、付加価値の向上や DX の推進といった生産性向上に資する支援を行う。

②経営サポート事業

中小企業に対して、取引拡大・販路開拓等の経営支援を実施。また、公益財団法人堺市産業振興センターが効果的な中小企業支援を行う。

③起業・創業支援事業

起業・創業をめざす人や、インキュベーション施設に入居する起業家及びベンチャー企業・中小企業の新たな事業活動を支援する。

④イノベーション創出促進事業

スタートアップや中小企業・支援者・ステークホルダー等が活発に交流・共創し社会課題解決や新たな価値創出に資するビジネスを連続して創出する、地域発イノベーション創出拠点としての機能充実を図る。

【大阪府】

①中小企業等の認定制度

大阪府では、府内ものづくり中小企業の優れた技術に裏打ちされた創造力にあふれる製品を「大阪製ブランド製品」として認定することで、大阪のものづくりのブランドイメージを高めるとともに、自社製品開発を促進することに取り組んでいる。また、技術力、QCD 等において総合力が高い企業を表彰し、受賞した企業を大阪のものづくり看板企業「匠企業」と位置付け強力なプロモーションを展開。大規模展示商談会等を活用し、国内外への情報発信に取り組んでいる。

②府内ものづくり中小企業に対する総合的支援

大阪府では、府内ものづくり中小企業の技術革新や活性化を図るため、地方独立行政法人大阪産業技術研究所と連携し、産業技術に関する試験、研究、相談等の支援を行うとともに、公益財団法人大阪産業局と共同で運営するものづくりビジネスセンター大阪（MBIO）において、販路開拓や产学連携、知的財産活用など総合的な支援に取り組んでいる。

③技術・製品開発支援、ビジネスマッチング支援

大阪府では、カーボンニュートラル分野（バイオプラスチック、蓄電池や水素・燃料電池を柱とするエネルギー関連）のビジネスを推進するため、府内企業の技術開発等の取組を支援するとともに、ビジネスチャンスの拡大を図るため、エネルギー関連ビジネスに参入意欲のある中小企業と大手・中堅企業とのマッチング支援に取り組んでいる。

④府内中小企業の DX の推進

大阪府では、中小企業のデジタル技術の活用による新たな価値創出の取組を促進する

ため、民間事業者をはじめ大阪市や大阪産業局、商工会・商工会議所などの支援機関とも連携し、普及啓発、専門家派遣、DX人材の育成など幅広い支援に取り組んでいる。

⑤公民連携による DX 人材の育成

大阪府では、求職者の動機付けから、企業で活躍できる DX 人材の育成、求人企業とのマッチングや在職者のスキルアップに至るまで総合的に支援する「オオサカ DX メソッド」を実施し、DX 人材の活躍推進に向けて取り組んでいる。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
【堺市】			
企業投資促進事業	実施	————→	
地方創生関連施策	予算化に向けた 検討・実施等	————→	
【大阪府】			
①企業立地促進補助金	実施	————→	
②産業集積促進税制	実施	————→	
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
市保有データの オープンデータ化	実施	————→	
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの事業環境 整備の提案への対応	実施	————→	
【その他の事業環境整備に関する事項】			
【堺市】			
①中小企業の生産性向 上促進事業	実施	————→	
②経営サポート事業	実施	————→	
③起業・創業支援事業	実施	————→	
④イノベーション創出	実施	————→	

促進事業			
【大阪府】			
①中小企業等の認定制度	実施	→	
②府内ものづくり中小企業に対する総合的支援	実施	→	
③技術・製品開発支援、ビジネスマッチング支援	実施	→	
④府内中小企業の DX の推進	実施	→	
⑤公民連携による DX 人材の育成	実施	→	

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域経済牽引事業を促進していくため、公益財団法人堺市産業振興センター、株式会社さかい新事業創造センター、堺商工会議所、大阪公立大学等の様々な関係機関が十分に連携して、効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、本市では、地域経済牽引事業の促進に向け、関係機関と密に情報交換を行うなど連携強化に取り組む。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①公益財団法人堺市産業振興センター

同法人は、中小企業の経済活動の円滑化と、企業の経営や財務の安定化を推進し、本地域の製造業をはじめとする地域産業の振興を図ることを目的としている。

主な事業として、年間約 600 件にのぼる企業訪問による経営相談、本地域の中小企業約 1,600 社のデータベースに基づく大手・中小企業とのビジネスマッチング、技術課題の解決等に向けた大学・公設試験研究所と連携促進、DX 導入支援、エキスパート派遣等に取り組んでいる。

また、経営幹部、技術者、若手社員など様々な階層別のセミナー等を実施し、企業の将来を担う人材の育成に取り組むほか、成長産業分野に関するセミナーやワークショップ等を実施し、中小企業の成長産業分野への進出促進に取り組むなど、本地域における中小企業の経営基盤の強化において重要な役割を果たしている。

②株式会社さかい新事業創造センター

同社は、本地域における創業支援施設（さかい新事業創造センター）の運営会社である。起業家や中小企業、大学発ベンチャー企業等に対し、オフィス・ラボ等の良好な操業環境とインキュベーション・マネージャーによる総合的な経営支援サービスを一体的に提供し

ている。

また、起業・創業をめざす人材を発掘し、起業家や支援機関等との交流の場を提供することによりネットワークの構築を支援するとともに、経営に関する知識の習得や課題解決等を支援し、起業・創業の促進に取り組んでいる。

さらには、堺市や民間不動産企業と連携し、同センターを卒業した企業の堺市内への定着、誘導に取り組むなど、本地域における新事業活動の促進において重要な役割を果たしている。

③堺商工会議所

同商工会議所は、本地域の約 **6,000** 社の会員を擁し、IoT や IT、カーボンニュートラル、产学連携などをテーマとしたセミナーや交流会の開催等により、ものづくりの高付加価値化を支援しているとともに、逆マッチング型の商談会の開催等により販路開拓の機会を提供している。

また、同商工会議所が展開する堺ブランド「堺技衆」事業等を通じて、全国トップシェアの企業や独創的な技術を有するオンリーワン企業などの優れた企業群を広くアピールし「ものづくりのまち堺」の活性化とブランド力向上に取り組んでいる。

さらには、「メイドインさかいフェア」などの個店の魅力を引き出す取組や、堺産業の歴史の情報発信、企業間連携によるオープンファクトリーの推進を通じて、堺産業の魅力を広く発信している。

また、小規模企業等にとっての身近な支援拠点として、金融支援はもとより創業者支援から事業承継支援に至るまで幅広い相談窓口を設け伴走型支援に取り組むなど、本地域における小規模企業をはじめとする中小企業の持続的発展において重要な役割を果たしている。

④大阪公立大学

公立大学法人大阪が設置する大阪公立大学では、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）の世界的な広がりを見据え、ホウ素薬剤の品質評価やがん検査・診断へのホウ素薬剤の利用など革新的な研究開発を行っている BNCT 研究センターをはじめ、高度で社会的ニーズ沿った研究開発と人材育成が推進されている。

また、競争的資金や企業との連携による外部資金を積極的に活用し、先端的な基礎研究や企業との共同研究を推進するなど、産学官連携活動を通してイノベーションの創出に積極的に取り組んでいる。

さらに、技術移転や知的財産の社会還元も積極的に推進するなど、先進的な研究開発や高度人材の輩出等を通じ、本地域における企業の成長・発展において重要な役割を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う

とともに、事業活動において環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対応等を求めていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

(2) 安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないよう、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した環境の整備、管理

- ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備にあたっては、見通しが確保できるよう配慮とともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。
- イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないように立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。
- ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど犯罪防止に配意した構造、設備の整備を行う。
- エ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。
- オ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。
- カ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

②交通安全に配慮した環境の整備

- ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑を図るために、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

③地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配意した防犯灯、防犯カメラの設置等、近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

本計画の推進にあたっては、堺市基本計画 2025 をはじめとする関連計画と整合を図るものとする。また、毎年度の終了後、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び事業見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府堺市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。